

狛福高発第 001770 号
令和 3 年 1 月 8 日

各施設・事業所管理者 様

狛江市福祉事務所長
小川 正美
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所・施設の対応について

日頃より市障害福祉行政に多大なるご尽力を賜り、誠に感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 7 日に政府より発令されました新型インフルエンザ等対策特別対策法に基づく「緊急事態宣言」に伴い、市内に障害福祉サービス等事業所・施設におかれましては、下記のとおり御対応くださいますよう、宜しくお願い致します。

なお、当市におきましては新型コロナウイルスの感染拡大防止・予防及び本庁業務の継続のため、分散勤務等を実施することとなります。そのため、窓口業務等において関係機関の皆さまにご迷惑をお掛けすることとなりますが、何卒御理解ください。

ご不明な点等がございましたら、各担当までお問い合わせください。

1 サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を徹底した上で、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

2 サービスの継続に要するかかり増し経費等の支援

感染者が発生した事業所等がサービスを継続して提供するための支援として「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施しておりますので、状況に応じて活用願います。詳細は、下記 URL を参照願います。

<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=102-003>

3 御留意いただく事項

感染拡大防止の観点から自主的な休業や、サービスの縮小を行う場合は、以下の点に留意してください。

なお、現に休業している事業所においては、感染防止対策の徹底や柔軟なサービス提供などの対応により、サービスの再開についても検討してください。

(1) 利用者への丁寧な説明

休業等する事業者は、市役所担当部局まで御連絡を頂きますよう、お願い致します。また、相談支援事業所等と連携し、利用者に対して休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明をしてください。

(2) 代替サービスの確保

利用者に対して必要な支援が提供されるよう、相談支援事業所と連携し、休業等している事業所からの訪問支援や他事業所による支援など、適切な代替サービスを提供するようお願いします。

なお、感染拡大防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、市役所及び東京都担当（下記 URL 参照。令和 3 年 1 月 8 日付け 2 福保障計第 1614 号障害者施策推進部長通知）まで御一報をお願いいたします。

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

4 参考

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」
(令和 2 年 10 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

(2) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドラインについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(3) その他の新型コロナウイルス感染症に関する通知等

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-143>

狛江市 福祉保健部

T E L 03-3430-1111 (代表) F A X 03-3480-1133

(施設の体制等に関すること)

高齢障がい課 障がい者支援係 内線 2208・2209

(利用者に関すること)

福祉相談課 相談支援係 内線 2274・2280